

持分法会計に関する実務指針

はじめに

1．平成9年6月6日に、企業会計審議会は「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」を公表し、「連結財務諸表原則」（以下「連結原則」という。）の改訂を行った。連結原則は、平成11年4月1日以後開始する連結会計期間に係る連結財務諸表について全面適用することとされた。この改訂に伴い、日本公認会計士協会が過去に公表した「持分法会計処理指針」（昭和58年7月7日）を見直すとともに、持分法会計に関する実務上の個別問題について具体的な考え方、会計処理、表示方法を整理し、会計実務上の指針を提供することとした。

持分法は非連結子会社と関連会社に対する投資に適用されるが、子会社は原則として連結対象となるので結果として重要性のないものに持分法が適用されることになる。これに対し関連会社には持分法しか適用されない。持分法による会計処理は、基本的には非連結子会社と関連会社とは同一であるが、一部の処理につき子会社は投資会社により支配されているという事実から生じる違いがある。本報告は、持分法が適用される会社についての会計処理について記述するが、非連結子会社特有の処理方法がある場合には、非連結子会社と関連会社に分けてそれぞれ言及する。

なお、各標題の末尾に括弧書で記載した番号は対応する連結原則及び同注解の項目番号である。

持分法の意義（注解17の1）

2．持分法とは、投資会社が被投資会社の純資産及び損益のうち投資会社に帰属する部分の変動に応じて、その投資の額を連結決算日ごとに修正する方法をいう（持分法を適用する被投資会社を以下「持分法適用会社」という。）。

持分法の適用に際しては、被投資会社の財務諸表について、資産及び負債の評価、税効果会計の適用等、原則として、連結子会社の場合と同様の処理を行う。ただし、重要性が乏しいものについては、これらの処理を行わないことができる。

連結は、連結会社の財務諸表を勘定科目ごとに合算することによって企業集団の財務諸表を作成するので、完全連結（ライン・バイ・ライン・コンソリデーション又はフル・ライン・コンソリデーション）といわれる。これに対して、持分法による処理は、被投資会社の純資産及び損益に対する投資会社の持分相当額を、原則として、貸借対照表上は投資有価証券の修正、損益計算書上は「持分法による投資損益」によって連結財務諸表に反映することから、一行連結（ワン・ライン・コンソリデーション）といわれる。連結と持分法による処理との間には、連結財務諸表における連結対象科目が全科目か一科目かという違いはあるが、その当期損益及び純資産に与える影響は同一である。

適用の範囲（第四の八の1及び2、注解18）

3．非連結子会社及び関連会社に対する投資については、原則として持分法を適用しなければならない。ただし、持分法の適用により、連結財務諸表に重要な影響を与えない場

合には、持分法の適用会社としないことができる。なお、重要な子会社について連結せずに持分法を適用することは認められていないことに留意する。

持分法の具体的な適用範囲については、関連省令及び監査委員会報告第52号「連結範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用に係る監査上の取扱い」に基づいて判定する。

関連会社である持分法適用会社の子会社又は関連会社を有する場合の当該子会社又は関連会社は持分法の適用範囲に含まれないが、当該持分法適用会社に持分法を適用するに際して、当該子会社又は関連会社に対する投資について持分法を適用して認識した損益又は剰余金が連結財務諸表に重要な影響を与える場合には、当該損益を当該持分法適用会社の損益に含めて計算する。なお、非連結子会社である持分法適用会社の子会社又は関連会社は持分法の適用範囲に含まれることに留意する。

持分法適用会社の決算日が連結決算日と異なる場合（注解17の4）

4．持分法の適用に当たっては、持分法適用会社の直近の財務諸表を使用する。ただし、投資会社と持分法適用会社の決算日に差異があり、その差異の期間内に重要な取引又は事象が発生しているときには、必要な修正又は注記を行う。すなわち、その差異の期間内に発生した取引又は事象のうちその影響を持分法適用会社の当期の損益又は純資産に反映すべきもので、かつ連結上重要なものについては修正を行う。また、持分法適用会社の次期以後の財政状態及び経営成績に影響を及ぼすもので、かつ連結上重要なものについては注記を行う。

会計処理の原則及び手続の統一（第三の三）

5．同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社及び持分法を適用する関連会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一することが望ましい。会計処理の原則及び手続の統一に当たっては、監査委員会報告第56号「親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱い」に基づいて行う。

持分法適用会社の資産及び負債の評価（注解17の2、第四の二、注解8）

時価評価と評価差額の会計処理

6．持分法の適用に当たっては、持分法の適用日において、持分法適用会社の資産及び負債を公正な評価額（以下「時価」という。）により評価しなければならない。持分法適用会社の資産及び負債の時価による評価額と当該資産及び負債の個別貸借対照表上の金額との差額（以下「評価差額」という。）は、持分法適用会社の資本とする。なお、評価差額の計算は、個々の資産又は負債ごとに行う。また、評価差額は、税効果会計の対象となる。

評価差額に重要性が乏しい持分法適用会社の資産及び負債は、個別貸借対照表上の金額によることができる。

上記資産及び負債の評価に当たっては、会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表に

おける資本連結手続に関する実務指針」(以下「資本連結実務指針」という。)の第11項から第29項に基づいて行う。

関連会社の資産及び負債の評価方法

7. 関連会社の資産及び負債のうち投資会社の持分に相当する部分については、株式の取得日ごとに当該日における時価により評価する方法(以下「部分時価評価法の原則法」という。)によって評価する。ただし、これと計算結果が著しく相違しない場合には、持分法適用開始日における時価を基準として、当該関連会社の資産及び負債のうち投資会社の持分に相当する部分を一括して評価することができる(以下「部分時価評価法の簡便法」という。)

非連結子会社の資産及び負債の評価方法と計算結果

8. 非連結子会社の資産及び負債を評価する方法には、部分時価評価法と全面時価評価法がある。持分法の適用に当たっては、原則として連結会計方針で採用している方法により評価しなければならないことに留意する。

持分法適用上は、非連結子会社の評価差額のうち親会社持分相当額が投資有価証券の投資額を構成するだけなので、貸借対照表項目をすべて連結する場合と異なり各評価方法による計算結果は次のようになる。

持分法適用時点までに株式取得が1回しかない場合、部分時価評価法と全面時価評価法は同一の計算結果となる。

持分法適用開始日までに株式取得が2回以上あり、その間に資産及び負債の時価が変動した場合、部分時価評価法の簡便法と全面時価評価法とは同一の計算結果となるが、これらと部分時価評価法の原則法の計算結果とは異なる。

追加取得については、時価の変動がある場合、追加取得日の時価で評価する部分時価評価法の原則法と簡便法とは同一の計算結果となるが、これらと支配獲得日の時価で資産を評価する全面時価評価法の計算結果とは異なる。

投資と資本の差額及びその償却(注解17の3(1)、第四の三)

9. 投資会社の投資日における投資と、これに対応する持分法適用会社の資本との間に差額がある場合には、当該差額は、投資に含め、連結調整勘定と同様に処理する。

当該差額(以下「連結調整勘定相当額」という。)は、原則として、その計上後20年以内に、定額法その他合理的な方法により償却しなければならない。ただし、その金額に重要性が乏しい場合には、連結調整勘定相当額が生じた期の損益として処理することができる。

なお、連結調整勘定相当額の会計処理に当たっては、資本連結実務指針の第30項から第33項及び第40項に基づいて行う。

持分法損益の計算（注解17の3(2)）

10．投資会社は、投資の日（持分法適用日）以降における持分法適用会社の利益又は損失のうち投資会社の持分又は負担に見合う額を算定して、投資の額を増額又は減額し、当該増減額を「持分法による投資損益」として当期純利益の計算に含める。連結調整勘定相当額の償却額は、当該増減額に含める。また、評価差額に係る償却額又は実現額がある場合には、当該金額も当該増減額に含める。

未実現損益の消去（注解17の3(3)、第五の三）

消去額の計算

11．持分法の適用に当たっては、投資会社又はその連結子会社（以下「連結会社」という。）と持分法適用会社との間の取引（持分法適用会社間の取引を含む。）に係る未実現損益を消去するための修正を行う。ただし、未実現損失については、売手側の帳簿価額のうち回収不能と認められる部分は、消去しないものとする。なお、未実現損益の金額に重要性が乏しい場合には、これを消去しないことができる。

売手側である投資会社に生じた未実現損益は、買手側が非連結子会社である場合には全額消去し、関連会社である場合には原則として当該関連会社に対する投資会社の持分相当額（連結子会社の関連会社に売却した場合には、当該連結子会社の持分相当額）を消去するが、状況から判断して他の株主の持分についても実質的に実現していないと判断される場合には全額消去する。

売手側である連結子会社に生じた未実現損益も、上記投資会社の場合と同様に処理する。この場合、消去した未実現損益のうち連結子会社の少数株主持分に係る部分については、少数株主に負担させることに留意する。

持分法適用会社から連結会社に売却した場合の売手側である持分法適用会社に生じた未実現損益は、持分法適用会社に対する連結会社の持分相当額を消去する。

なお、未実現損益の消去に関する連結修正については、税効果会計を適用する。

売手側である連結会社に生じた未実現損益（ダウンストリームの場合）の処理方法

12．売手側である連結会社に生じた未実現損益の消去額は、売手側である連結会社の売上高等の損益項目と買手側である持分法適用会社に対する投資の額に加減する。ただし、前者について利害関係者の判断を著しく誤らせない場合には、当該金額を「持分法による投資損益」に加減することができる。

なお、未実現利益の消去額が投資の額を超える場合に、持分法適用会社に貸付けを行っているときは、その超過額について当該「貸付金」を減額する。未実現利益の消去額が投資及び貸付金の額を超える場合には、当該超過額について「持分法適用に伴う負債」等適切な科目をもって負債の部に計上する。この処理は、持分法適用会社ごとに行う。

売手側である持分法適用会社に生じた未実現損益（アップストリームの場合）の処理方法

13．売手側である持分法適用会社に生じた未実現損益の連結会社の持分相当額は、「持分法による投資損益」と買手側である連結会社の未実現損益が含まれている資産の額に加減する。ただし、後者について利害関係者の判断を著しく誤らせない場合には、当該金額を持分法適用会社に対する投資の額に加減することができる。

持分法適用会社間の取引に係る未実現損益は、原則として「持分法による投資損益」と投資の額に加減する。

受取配当金の処理（注解17の3(4)、第六の一の3）

14．持分法適用会社から配当金を受取った場合（繰上方式による場合を含む。）には、当該配当金に相当する額を投資の額から減額する。

外部株主が保有する優先株式の取扱い

15．持分法適用会社が発行した優先株式を有する外部株主に対して、優先的権利としての配当金又は累積的配当金等の支払義務が生じている場合には、支払決議が行われているかどうかにかかわらず、当該優先配当額の処分を支払利息に準ずるものとして認識した上で持分法の会計処理を行う。

追加取得及び一部売却等（第四の五に準ずる、第四の八の3）

追加取得

16．持分法適用会社の株式を追加取得した場合には、資本のうち追加取得した株式に対応する持分（この資本には評価差額が含まれることに留意する。）と追加投資額との間に生じた差額は、連結調整勘定相当額として処理する。

売却

17．持分法適用会社の株式を売却した場合には、資本のうち売却した株式に対応する持分の減少額と投資の減少額との間に生じた差額は、持分法適用会社株式の売却損益の修正として処理する。

なお、売却に伴う連結調整勘定相当額の未償却額のうち売却した株式に対応する部分についても、上記持分の減少額に含めて計算する。

時価発行増資等

18．持分法適用会社の時価発行増資等に伴い、投資会社の払込額と投資会社の持分の増減額との間に差額が生じた場合、投資会社の持分比率が増加したときには追加取得に準じて処理し、持分比率が減少したときには一部売却に準じて処理する。持分比率が減少した場合には、当該差額を持分変動損益等その内容を示す適当な科目をもって特別利益又は特別損失の区分に計上する。

ただし、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる場合には、当

該持分変動損益を連結剰余金に直接加減することができる。

時価発行増資等に伴う持分変動の会計処理に当たっては、資本連結実務指針の第47項から第49項に基づいて行う。

関連会社に該当しなくなった場合の会計処理

19．関連会社株式の売却等により当該会社が関連会社に該当しなくなった場合には、残存する当該会社の株式は、個別貸借対照表上の帳簿価額をもって評価する。非連結子会社の株式の売却等により当該会社が子会社及び関連会社に該当しなくなった場合には、上記の会計処理に準じて処理をする。

債務超過に陥った場合の会計処理（第四の四の2）

関連会社の債務超過額の負担の範囲と会計処理

20．持分法を適用した関連会社の欠損を負担する責任が投資額の範囲に限られている場合、投資会社は、持分法による投資価額がゼロとなるところまで負担する。

ただし、他の株主との間で損失分担契約がある場合、持分法適用会社に対し設備資金若しくは運転資金等の貸付金等がある場合、又は契約上若しくは事実上の債務保証がある場合には、契約による損失分担割合又は持分割合等、債務超過額のうち投資会社が事実上負担することになると考えられる割合に相当する額を投資会社の持分に負担させなければならない。

さらに、関連会社であっても、他の株主に資金力又は資産がなく、投資会社のみが借入金に対し債務保証を行っているような場合等、事実上、投資会社が当該関連会社の債務超過額全額を負担する可能性が極めて高い場合には、当該債務超過額については全額、投資会社の持分に負担させなければならない。

持分法適用会社の欠損のうち、持分比率により他の株主持分に割り当てられる額が当該株主の負担すべき額を超える場合には、上述のとおり当該超過額は、投資会社の損失として負担するが、その後、当該持分法適用会社に利益が計上されたときは、投資会社が負担した欠損が回収されるまで、その利益の金額を投資会社の持分に加算するものとする。

負担した債務超過額の表示方法

21．投資会社の持分に負担させた関連会社の欠損は、連結貸借対照表上、「投資有価証券」勘定をゼロとした後は、当該関連会社に設備資金又は運転資金等の貸付金等（営業債権であっても、支払期日延長を繰り返し実質的に運転資金等であるものを含む。）がある場合には、投資の額を超える部分について当該貸付金等を減額する。債務超過持分相当額が投資及び貸付金等の額を超える場合は、当該超過部分は「持分法適用に伴う負債」等適切な科目をもって負債の部に計上する。この処理は、関連会社ごとに行う。

持分法を適用した非連結子会社の欠損のうち、当該会社に係る少数株主持分に割り当てられる額が当該株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額は、親会社である

投資会社の持分に負担させなければならない。この場合にも、上記関連会社の会計処理と同様の処理を行う。

なお、投資会社の個別財務諸表において、債務超過に陥っている持分法適用会社の債権に対して貸倒引当金が設定されている場合又は債務保証損失引当金が設定されている場合には、持分法適用上、当該引当金は戻し入れる必要がある。この場合、戻入れ額が貸付金と「持分法適用に伴う負債」との合計額（持分法上の債務超過額）を上回っていないか確認し、上回っている場合には、持分法適用上の欠損金負担額が不足していないか検討する必要がある。検討の結果、上記引当金の一部又はすべてが必要と判断される場合には、当該部分を戻し入れないものとする。

税効果会計（注解17の2、第四の七）

原則

22．持分法適用会社の法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金については、一時差異に係る税金の額を期間配分しなければならない。

税効果会計の適用に当たっては、会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（以下「税効果会計実務指針」という。）に基づいて行う。なお、持分法会計上の税効果会計適用に伴う主要な会計処理は次のとおりである。

税効果の帰属会社と税効果認識の検討

23．持分法適用上生じた一時差異は、持分法適用会社に帰属するものと、投資会社に帰属するものがある。投資会社に帰属する一時差異は、投資会社自体に係るものと持分法適用会社に係るものがある。各一時差異については、その一時差異が帰属する会社において税効果を認識すべきか否かを検討し、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上するかどうかを決定する。

持分法適用会社に係る評価差額

24．株式取得日における持分法適用会社の資産及び負債の評価差額に係る一時差異は、持分法適用会社の持分法上の価額と個別貸借対照表上の簿価が異なることから生じたものであり、持分法適用会社に帰属する。したがって、この一時差異については、持分法適用の前処理として個別貸借対照表上、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上する。繰延税金資産を計上する場合には、当該持分法適用会社に係る回収可能性の検討が必要となる。

持分法適用会社が売手側となって発生した未実現損益

25．持分法適用会社が売手側となって発生した未実現利益の消去に係る一時差異については、税効果会計実務指針の第30項において売却元で繰延税金資産を計上するものとしていっているので、持分法適用会社に帰属するものとして扱うことになる。したがって、この一時差異については、持分法適用会社の貸借対照表上、繰延税金資産を計上することとな

るが、当該一時差異の額については、原則として売却元である持分法適用会社の売却年度の課税所得額を超えていないことを確かめる。

また、未実現損失についても同様に処理するが、当該未実現損失の消去に係る一時差異の額は、原則として売却元である持分法適用会社の当該未実現損失に係る損金を計上する前の課税所得を超えてはならない。

持分法適用会社が売手側となって発生した未実現損益の消去について税効果会計を適用するに当たっては、税効果会計実務指針の第29項から第34項に基づいて行う。

連結会社が売手側となって発生した未実現損益

26．連結会社が売手側となって発生した未実現利益は、その対象が棚卸資産、有価証券又は固定資産等である場合には、持分法適用会社における翌期以降の売却又は償却等により実現するので、その消去に係る一時差異は、連結会社に帰属するものとして税効果を認識する。当該将来減算一時差異の額については、売手側である連結会社の売却年度の課税所得額を超えていないことを確かめる。

また、未実現損失についても同様に処理するが、その将来加算一時差異の額は、原則として売手側である連結会社の当該未実現損失に係る損金を計上する前の課税所得を超えてはならない。

株式取得後に生じた留保利益

27．株式取得後に生じた留保利益の投資会社の持分額（以下「留保利益」という。）については、連結貸借対照表上の投資会社の投資価額は、個別貸借対照表上の投資簿価と比べて留保利益の額だけ多くなるため、投資会社において将来加算一時差異が生じることがある。留保利益は、配当金として受け取ったとき、株式を売却し売却損益として実現したとき、又は清算により清算配当を受け取ったときに投資会社で課税対象となる場合には一時差異に該当し、税効果会計の対象となる。

ただし、投資会社が、その投資の売却を自ら決めることができることを前提として予測可能な将来の期間に売却する意思がない場合には、次項の配当金により回収するものを除き、留保利益について税効果を認識しない。

留保利益に係る税効果会計の適用に当たっては、税効果会計実務指針の第50項及び第53項に基づいて行う。

留保利益のうち配当金による回収

28．持分法適用会社の留保利益のうち将来の配当により追加納付が発生すると見込まれる税金額を投資会社の繰延税金負債として計上する。すなわち、国内会社の場合には受取配当金の益金不算入として取り扱われない額、また、在外会社の場合には配当予定額に係る追加負担見込税額を繰延税金負債として計上する。

ただし、持分法適用会社に留保利益を半永久的に配当をさせないという投資会社の方針又は株主間の協定がある場合には、税効果を認識しない。

配当金に係る税効果会計の適用に当たっては、税効果会計実務指針の第51項に基づいて行う。

連結調整勘定相当額の償却額

29．持分法適用会社の連結調整勘定相当額は、株式取得時の取得した株式に対応する持分と個別貸借対照表上の投資簿価（取得価額）との差額である。連結調整勘定相当額の当初残高については、税効果会計実務指針の第43項により、持分法適用会社において繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない。しかし、これを償却すると、投資会社において償却額だけ持分法上の投資価額と個別貸借対照表上の投資簿価との間に差異が生じる。この差異も留保利益と同様に株式を売却したとき（又は清算したとき）に実現し、課税対象となるので税効果会計の対象となるが、投資会社が、その投資の売却を自ら決めることができることを前提として予測可能な将来の期間に売却する意思がない場合には、当該一時差異に対しては繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない。しかし、予測可能な将来の期間に投資を売却することが確実となった場合には当該将来減算一時差異に対して繰延税金資産を計上する。売却しないという意思決定を行っていない場合は当該将来加算一時差異に対して繰延税金負債を計上する。

予想される配当以外の留保利益に係る税効果と連結調整勘定相当額の償却額に係る税効果は、持分法適用会社に係る投資会社に帰属する税効果であり、持分法適用会社の株式の売却を自ら決めることができることを前提として予測可能な将来の期間に売却の意思がないかどうかを判断の上、認識するかしないかを決定することになる。

連結調整勘定相当額の償却額に係る税効果会計の適用に当たっては、税効果会計実務指針の第48項に基づいて行う。

持分法適用会社の欠損金

30．持分法適用会社が、自己の税務上の欠損金について税効果会計実務指針の第23項の要件、すなわち、欠損金の繰越期間に課税所得が発生する可能性が高いと見込まれること、含み益のある資産を売却する等課税所得を発生させるようなタックス・プランニングが存在すること、又は繰越欠損金と相殺される将来加算一時差異の解消が見込まれることのいずれかの要件を満たす場合には、持分法適用会社の税効果として認識する。

他方、持分法適用会社が自己の税務上の欠損金について実現可能性の要件を満たさず、税効果を認識できない場合であっても、当該持分法適用会社が持分法適用日以降に欠損金を計上したときには、投資会社は当該持分法適用会社の株式につき強制評価減、清算又は売却等によって、取得後欠損金に係る法人税等の減額効果を楽しむことができるので、当該取得後欠損金は投資会社において税効果の対象となる。

投資会社が、その投資の売却を自ら決めることができることを前提として予測可能な将来の期間に売却の意思がないため欠損金について税効果を認識してこなかった場合であっても、次の要件を満たすこととなったときには、それを満たした範囲内で投資会社の持分法上の投資価額と個別貸借対照表上の投資簿価との差額につき将来減算一時差異

として税効果を認識し、繰延税金資産を計上する。

投資会社が予測可能な将来の期間に持分法適用会社に対する投資について税務上の損金算入が認められる評価減の要件を満たすか、又は当該持分法適用会社の清算若しくは当該投資の売却によって当該将来減算一時差異を解消する可能性が高いこと、かつ、

投資会社の繰延税金資産の計上につき、回収可能性に係る判断要件を満たすこと
上記欠損金に係る税効果会計の適用に当たっては、税効果会計実務指針の第23項、第24項、第25項、第46項及び第47項に基づいて行う。

在外持分法適用会社の外貨表示財務諸表の換算と連結方法

31. 在外持分法適用会社の財務諸表（評価差額がある場合には、これを修正後のもの）の換算は、在外子会社の財務諸表項目の換算と同様に行う。すなわち、損益計算書上の当期損益の持分額を持分法による投資損益（連結調整勘定相当額がある場合には、その償却額を含む。）とし、取得後の剰余金の持分額（連結調整勘定相当額がある場合には、その償却累計額を含む。）について、連結剰余金の修正を行い、決算時の為替相場で換算した資産から負債を差し引いた額の投資会社持分額（連結調整勘定相当額がある場合にはその未償却残高を含む。）まで投資勘定を修正する。在外持分法適用会社の財務諸表項目の換算から生じた為替換算調整勘定の持分相当額は、連結貸借対照表上の為替換算調整勘定に含める。

なお、外貨ベースで資産から負債を差し引いた純資産と同額である資本を、決算時の為替相場で換算した円貨額の持分額（連結調整勘定相当額がある場合には、その未償却残高を含む。）まで投資勘定を修正し、これと取得時又は発生時の為替相場で換算した資本の持分相当額（連結調整勘定相当額がある場合には、その未償却残高を修正した金額）との差額を連結貸借対照表上の為替換算調整勘定に含めることによっても同様の結果が得られる。

連結剰余金計算書上の表示

持分法適用開始日の剰余金

32. 当期において持分法の適用となった関連会社又は非連結子会社の剰余金のうち、株式の段階的取得（又は支配権獲得）に伴い生じた取得後剰余金の持分法適用日における投資会社持分額は、連結剰余金増加高（又は減少高）の区分に持分法適用会社の増加に伴う剰余金増加高（又は減少高）等の科目をもって表示する。

持分法適用除外

33. 当期において持分法の適用除外となり、原価法を適用することとなった会社の持分法適用除外日における取得後剰余金のうち投資会社持分額は、連結剰余金減少高（又は増加高）の区分に持分法適用会社の減少に伴う剰余金減少高（又は増加高）等の科目をもって表示する。

時価発行増資等に伴い生じた持分変動差額

34．時価発行増資等に伴い生じた持分変動差額について連結剰余金に加減する場合には、連結剰余金増加高又は連結剰余金減少高の区分に持分変動差額を示す適当な科目をもって表示する。

適用

35．本報告は、持分法に関する改正後の「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」が適用される連結会計年度から適用する。なお、「持分法会計処理指針」（昭和58年7月7日）は廃止する。

結論の背景

会計処理基準の統一

36．関連会社に持分法を適用する際には、企業集団の姿を適切に表現するため、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社及び当該関連会社が採用する会計処理の原則及び手続は、連結子会社の場合と同様に、原則として統一すべきであろう。しかし、他の支配株主又は合併相手が存在するため、関連会社に投資会社の会計方針を採用させることが困難な場合もあること、また、持分法適用時に修正を行うことは実務上、煩瑣であることなどから、連結原則は会計処理基準の統一を要求していない。したがって、同一環境下で行われた同一の性質の取引等については、両者の会計処理の原則及び手続は、原則として統一することが望ましいものとした。

未実現損益の消去

37．売手側である投資会社に生じた未実現損益は、買手側が関連会社の場合、全額消去する方法と当該関連会社に対する投資会社の持分相当額のみ消去する方法が考えられる。買手側が子会社の場合と異なり、関連会社に対しては財務及び営業の方針決定に対して重要な影響を与えているものの、他の支配株主又は主要株主が存在するか、あるいは共同支配を行っているため、未実現損益のうち第三者の持分部分については実現したものと考えられることから、原則として当該未実現損益のうち当該関連会社に対する投資会社の持分相当額についてのみ消去することとした。ただし、他の株主に資金力又は資産がなく投資会社のみが借入金に対し債務保証を行っている場合のように契約上又は事実上、他の株主に実質的な支配力又は影響力がない等、未実現損益のうち他の株主の持分部分が持分法適用上、実質的に実現していないと判断される場合には全額消去することとした。

債務超過に陥った場合の会計処理

38．持分法適用会社に設備資金又は運転資金等の貸付金等（営業債権であっても、支払期

日延長を繰り返し実質的に運転資金等となっているものを含む。)がある場合には、当該貸付金等は実質的に投資と同様の性格を有するものと考えられ、とりわけ当該持分法適用会社が債務超過の場合には、企業が継続していくための唯一又は重要な資金源泉となっている場合が多いと考えられる。したがって、投資会社の持分に負担させた持分法適用会社の欠損については、連結貸借対照表上、「投資有価証券」勘定をゼロとした後は、当該貸付金等を減額することとした。債務超過額が投資有価証券及び貸付金等の額を超える場合は、契約による債務保証、又は実質的な債務保証を行っていることが多く、当該会社を連結したとすれば、銀行等からの借入金等の債務として表示されることになるから、借入金として表示する方法も考えられる。しかし、当該借入金は投資会社とその連結子会社の借入金ではないため、連結財務諸表上、「持分法適用に伴う負債」等、適切な科目をもって負債の部に計上することとした。

なお、持分法適用会社の債務超過額は、連結上、当該持分法適用会社の各決算期の確定損失が累積されてきたものであるから、発生の可能性の高い将来の特定の費用又は損失を見積り計上するという引当金の性格になじまないため、「引当金」を用いた科目名は使用しないこととした。

留保利益に係る税効果

39. 株式の取得後に生じた留保利益については、持分法上の投資価額が、個別貸借対照表上の簿価と比べて留保利益の額だけ多くなるため一時差異が生じることがある。留保利益は、それが投資会社に配当されたときに追加の税金負担が生じる場合又は当該株式を売却し売却損益として実現した場合に投資会社で課税対象となるから税効果の対象となる。

しかし、株式売却に係る留保利益の将来加算一時差異については、投資会社が、その投資の売却を自ら決めることができることを前提として予測可能な将来の期間に売却又は清算する意思がない限り課税が発生しないから、このような場合、投資会社において税効果を認識する必要はない。

投資を売却する意図がなく半永久的又は長期的に所有する意思がある場合、あるいは、投資先が現在又は将来の基幹事業又は戦略事業に属するので売却することはないと考えられる場合は、予測可能な将来の期間に売却する意思がない場合に該当する。

したがって、持分法適用会社の株式の所有について一定の方針を設定するとともに、個々の会社について予測可能な将来の期間に売却又は清算をしないという意思を検討の上、あるいは実際の株式売却の決定等に合わせて会計処理することになる。ただし、投資の売却に係る意思が恣意的であってはならない。